民事訴訟における自由心証の法理

ナーゲルを中心にして

中

村

麿

雅

序

五 四 結 自由心証の目的 語

Ξ

序

ドイツにおける自由心証

ヨーロッパ諸国における自由心証

法定証拠主義 (Prinzip der gesetzlichen Beweisregeln) から自由心証主義 (Grundsatz der freien

— 153 —

Beweiswürdigung)

論 説 会において、 すべて網羅的に法律に規定することは不可能である。紛争処理手続の一環たる民事証拠法も、 への移行は、 より一層自由心証主義が要請される所以である。ところで、沿革的にこれをみるに、必ずしも 平 坦 で はな 歴史の発展に対応している。 高度に成長発展した現代社会においては、 複雑な生活事象ないしは法現象を、 この例外ではない。現代社

自由心証を内容的に考察する前に、その歴史的発展を概観してみよう。

手続を圧し、 が行なわれていた。しかし、その後帝政時代 (30 B.C.—)に至り、官憲の権力の増大につれて、 大別されるが、その通常訴訟手続においては、 口 マの訴訟手続は、 第四世紀以後の後期帝政時代には、この手続のみが行なわれるようになったため、 通常訴訟手続(ordo iudiciorum)と特別審理手続(extraodinaria cognitio) 共和政時代 (509-30 B.C.)すでに今日におけると ほぼ同様の自由心証主義 職権審査手続が通常訴 裁判官の恣意的判断に制 たる 職権審査手続とに

実探求の思想に基くものであり、 て当事者の紛争の勝敗を決する、 ゲルマンの訴訟手続においては、 実質的証拠主義(法定証拠主義)に移行していった。 一般的民族信念により高い蓋然性があると認められるところに従うものであった。 いわゆる形式的証拠主義が行なわれていた。しかし、これは、 個々の証拠方法について形式を法定しておき、 その形式をみたすか否かによっ 全体としては、 実質的真

て、ゲルマンの証拠法は、

限を加えようとして、

法定証拠主義が登場するに至った。

八・九世紀におけるドイツ各邦の改正立法に至るのである。 イツ普通法 タリア・カノン法は、 諸国に伝播した。ドイツにおいては、 裁判官の専断を防止するのには役立ったが、千差万別で複雑な具体的事件の処理には応じ切れなくなり、 (Gemeines Recht)を形成するに至ったのである。 このローマ法とゲルマン法の両法律思想を融合して成立したものであり、 第十五・六世紀の間にこれを全面的に継受し、ドイツ的要素が加味されて、 この過程において、 実質的証拠主義 さらに、 (法定証 これが [拠主義) 1

フランスも イタリア・ カノン法を部分的に継受し、 法定証拠主義を採用していたが、 一七八九年の革命を経て、 イギ

リス法にならった自由心証主義を採るに至った。

引くものであり、現行民事訴訟法第一八五条に連なっている。 義を明規し、これが現行ドイツ民事訴訟法第二八六条に受け継がれている。 一八七七年のドイツ旧民事訴訟法は、このドイツ普通法とフランス法とを継受・融合し、その第二五九条に自由心証主 わが旧民事訴訟法第二一七条は、この系統を

- 分けられるは、田中和夫・証拠法の基礎理論(法学理論編一四七)・一九五三年・二四頁。 る実質的証拠主義とに大別し、さらに、後者を、裁判官の客観的確信による法定証拠主義と、主観的確信による自由心証主義とに 証拠主義を、形式を満たすことによって立証に成功したとする形式的証拠主義と、証拠に基く裁判官の確信により事実認定をす
- $\frac{\Box}{\Box}$ Zivilprozesses (§ 97~102) 田中前掲書、s. u. Nagel, bes. 2. Kap., S. 141~235; Lent-Jauernig, Zivilprozessrecht, 1965, 17. Kap. Zur Geschichte des

ヨーロッパ諸国における自由心証

freien richterlichen Beweiswürdigung)は、口頭主義、直接主義および公開主義の三つの原則を綜合してのみ理解される とし(S.72)、これらの原則に言及された(S.53~71)後、フランス、スペイン、イタリア、スウェーデン、イギリス、ド päischen Zivilprozess, Eine rechtsvergleichende Studie, 1967.)において、 裁判官の自由心証の理論(die Theorie von der Heinrich Nagel は、その近著「ヨーロッパ民事訴訟における証拠法綱要」(Die Grundzüge des Beweisrechts im euro-

ツおよびソ連における自由心証を比較法的に検討されている (S.72~85)。

フランスの場合

イタリア

カノン訴訟(die italienische und kanonische Prozess)を部分的に継受した革命前の中

論 説 世フランス民事訴訟法は、法定証拠の体系(System des gesetzlichen Beweises)をとっていた。 そこにおける法定証拠理 を形成すべきことおよび法の定めた証明(拠)力(Beweiskraft)によって必ず認定しなければならないということを意味 論(legale od. gesetzliche Beweistheorie) は法が裁判官のために一定の手続を定め、裁判官はその手続を使って自己の心証

sationshofes)も受けないという意味において、 評価の場合である。 の点では法定証拠理論(gesetzliche Beweistheorie)が適合するので、フランスにおいては自由心証がはじまったとみるべ ないからである。しかし、専門家の鑑定が専門家でない裁判官にとって極めて重要なものであるという事実は認識されて 移行過程は、 刑事訴訟ついで民事訴訟において、 いる。その外、検証(Augenscheinsbeweis)の結果も、裁判所はもちろん自由に評価することができる。 な最高の自由(souveräne Freiheit)は与えられていない。鑑定と異なる判断をする場合は、その理由を述べなければなら ての理由もあげる必要がないし、また、その評価が破毀院の側からの如何なるコントロール(jede kontrolle seitens Kas-していた。このような法定証拠主義が、一七八九年のフラン革命を機に、その自由主義・合理主義の影響を受けて、まず 一方、フランスの裁判官は、鑑定人の表示した鑑定意見に拘束されない(Art. 323 c.pr.c.)が、証言の評価の場合のよう 自由心証が特に認められるのが、人証(Zeugenbeweis)ないしは証言(Zeugenaussagen)の評価と鑑定(Gutachten) いわゆる「内的確信」(conviction intime)によって導かれた発展段階として把握することができる。 人証の評価の場合は、 自由心証主義に移行したことについては前述した通りである。(四) 裁判官がどのようにしてその確信 (Überzeugung) を得るに至ったかについ 自由心証につき「最高の権限」(souveräne Gewalt)が付与されている。 フランスにおけるこの しかし、その他

ー スペインの場合(t) による証拠評価が問題にされている。スペインの裁判官および裁判所は、証書の証明力を健全な批判の法則により評価し わゆる「内的確 信」 "conviction intime" スペイン法も、フランス法の影響を受けながら、証拠評価 は論議されず、 スペイン特有の「健全な批判」,,sana crítica" (Beweiswürdigung) (gesunde Kritik) の際の裁判官のい

きではないという批判も出て来る所以である。

verhalt)を認定するにあたり、 その見解(Auffassung)を理由づけなければならない。

は破棄理由(Kassationsgrund)となる。

検証および鑑定の場合は、

法定証拠理論(legale Beweistheorie)が妥当する。

書証の領域では、

他の訴訟法におけると同様、

-na crítica")に劣る。その他の場合は、 なければならない 多少のニュアンスの違いはあるが、 ある種の自白(z. B. "confesión supletoria")も健全な批判による評価(die Würdigung gemäß der "sa (Art. 659 L.e.c.) ので 書証(Urkundenbeweis)に関する法定証拠理論が妥当する。 証言の場合とほぼ同様、 その主観的確信は決定的な役割を演じない。 健全な理性の法則 (die Regeln der gesunden Vernunft) 鑑定(Sachverständigenbeweis)

判官は、その心証形成につき、今なおかなりの拘束を受けているようである。 ここに「健全な批判ないしは理性の法則」なるものが、どのような性質のものであるか詳らかでないが、 スペインの裁

響力を持つことになる。 裁判官の多数が証人の直接の印象を失うことになり、 と比較してみるに、多少の差異が認められる。イタリアにおいては、法定証拠理論は、一九四二年の訴訟法からも完全に 三 イタリアの場合(八) 取調べられることである。 は追放されていない。 証拠を評価しなければならない が支配的である。 (Beweiswürdigung) は、けっして不合理 (irrational) または恣意的 (willkürlich) であってはならない。 (Gesetz der Logik)や経験法則 (Erfahrungssätze) に従わなければならない。 イタリアの裁判所は、 ドイツ法とイタリア法の本質的な差異の一つは、 したがって、この限りで直接主義(Unmittelbarkeit)に反することになるが、 フランスにおける "conviction intime" の形式と同様ではないが、イタリア法においても自由心証 殊に、これは人証について言い得る。予審判事が判決をする裁判所の構成員でもある場合は、 (Art. 116 Codice pr.c.)が、これを、ドイツ民事訴訟法第二八六条の規定 法律に別段の規定がない限り、 証言の自由心証 (証拠評価)には、 証拠が予審判事(Instruktionsrichter)によって その理性的な判断(verständiges Urteil) また、裁判所は、 主として一人の裁判官のみが影 証拠評価もしくは 事実関係(Sach-つまり、 により 論

強制された宣誓お

瑕疵ある理由づけ (fehlende Be-

認されている。

説 論 は の例外は、 よび補充宣誓(der zugeschobene u. der Ergänzungseid)は完全な証拠となり、この二種類の 当 事 者 宣 誓(Parteieid)に フランス法およびスペイン法とは反対に、裁判官の自由な評価は認められない。かくて、イタリアにおける自由心証 他のヨーロッパ諸国におけるよりも広範囲であり、 かつ 重要であることが Cappelliti-Perillo により法的に確

intuitive Beweiswürdigung) ははっきり避けているようである。 material) の論証的分析(diskursive Analyse)をしなければならず、感情的直観的な証拠評価ないしは心証 (geführsbetonte, 価値 z.B. der geschobene u. der Bestätungseid) も全く捨象されている。 的に理由づけられた自由心証をどのように理解すべきかの問題をめぐって、活発な論議が展開されている。 十分な場合でもなお心証を 得ることができるものとされている。 一方、 スウェーデンの 裁判官は、 証拠資料 人(kluger u. verständiger Mann)が一般に確信し得る場合に裁判官も確信し得るものとされ(Matz)、また、 な裁量の自由 (subjektive Ermessensfreiheit) が重要なのではなく、 個々の事件における心証 大きな証拠力をもつ場合は別として、公文書・私文書(öffentliche od. private Urkunde)を問わず、もはや、法定の証 者の陳述は、証言同様、裁判官の自由心証に服し、 四 (objektive Gründe für die Beweiswürdigung) が決定的 (entscheidend) でなければならないことが強調され、この 客 (Parteivernehmung od.-befragung)についても、ドイツにおける実状よりもさらに進歩的な形式で貫かれている。 スウェーデンの場合(10) (gesetzliche Beweiswert)は認められてない。 このように自由心証が大幅に認められている関係上、裁判官の主観的 スウェーデンにおける自由心証の原則がもっとも貫徹されているように思われる。 古い形式の法定証拠理論に規律されていた諸々の当事者宣誓(Parteieid かくて、裁判官は、事実認定をなすにあたり、重要な経 書証 (Urkundenbeweis) 됐, (証拠評価) 一定の公文書が事実上 の客観的な理 利口で総明な 証拠が不 (Beweis-

験則

法律事実(Rechtsfaktum)の存在の正当性を支えている事情(Umstände)の証拠価値および前に確認した事項と一致しな

(Erfahrungssätze) および入手できるすべての補助事実 (Hilfsfakten) を斟酌して、

その意見を作成するとともに、

(proved) という結論が出される前に他の事情

(Umstände) によって補強され

(bestärkt)

なければならないので、

裁判

わゆる補強証拠

"corroboration"

の理論が働く。

すなわち、当事者の陳述または証人の証言は、

符合しないときにのみ認められる。

と思われる事情を裏づける反証 直観的心証が再考されるようになっている。 (Gegenbeweis) の証拠価値をも考慮しなければならない。 このようにして、

sta Domstol" をすることが許される(Kap. 55 § 14 RB)。このような特別の理由(besonderer Anlaß) 裁判所の認定したのとは異なるという全く特別の理由があるときに限って、 高等裁判所の証拠評価 高等裁判所で証拠調が行なわれなかったにもかかわらずその判決が下級裁判所の判決と異なるときまたは証拠価値が高等 う全く特別の理由(Anlaß)がある場合でなければ、第一審の 証 拠 評 価 (心証) と異なる 判 断 を することは許されない (Kap. 50 § 23 RB) 。このような趣旨の規定は最高裁判所に関しても存し、"Hägsta Domstol" (das Höchste Gericht) スウェーデンの裁判実務がどのような状態にあるかは詳らかでないが、高等裁判所 "Hofrätt" または 最高裁判所 が第一審の証拠評価を審理する場合につき、訴訟法は明文の規定を設けている。すなわち、"Hofrätt" (Hof-新たな証拠調べが その面前でなされたかまたは 証拠価値が下級裁判所により 認定されたのとは異なるとい は、 心証の結果が証明の結果と (心証) と異なる判断

であるが、このような判断をなすにつき、 イギリス法は、 てのみ理解される。 (experience, Erfahrung) に訴えている。 イギリスの場合 証明の達成につき、単一の証人の証言または当事者の陳述だけでは十分でない場合である。このような場合に、 がなお固執されているのであるが、原則として自由心証主義に基いている。 陪審は、 イギリスにおける心証 一定の主張(Behauptuug)が証拠により証明されたかどうかを判断する任務を負っているの したがって、若干の場合、中世的法定証拠理論(mittelalterliche legale Beweis-(証拠評価) の問題は、 陪審員 (juror, Geschworene) 陪審 (Jury) の役割とその歴史的発展との関連に 若干の例外とは、 の常識 "common 書証 拠力の お

-- 159

証明された "bewiesen"

説 weiswürdigungsregel) 및 닷 陪審員に、 補強証拠につき説明している法規を指示しなければならない。 法定のものと裁判官の権限により 創られたものとがあることに 注意しなければならない。こ しかも、このような証拠評価規則

論

の限りにおいて、自由心証主義は制限されているのである。

は、 と(Holmes)などが強調された。 "Übung des Rechtsprechens ist die Schule der Gerechtigkeit" であること(Ihering)や裁判の鍵が経験 除去することに努め、 することが必要なので、真実を知りたいなら、心の中からすべての自己中心的な感情、先入観、 る場合は、むしろ裁判官の判定の方が正しいように思われる(Brierly)とか、真実を確認する場合は、まず辛抱強く注意 このような陪審制度(jury, Geschworenensystem)やその証拠評価につき 批判がなされなかったわけではない。 複雑な弁論について行く訓練がなされないので、しばしば偏見や感情に陥りやすく、その判定が裁判官の判定と異な 陪審員の感情的な証拠評価もしくは心証(geführsbetonte Beweiswürdigung)を戒めて、 物事をありのままにみるようにしなければならない(Bucknill)ということが指摘されている。 偏見、 裁判の訓練が正義の修練 恐れおよび欲望を (熟練) で 陪 あるこ 審員 同

破棄されてきた。要するに、イギリス法における自由心証主義もまた、客 観 的 に 理由づけられもしくは認定された心証 の結果(Ergebnis der Beweiswürdigung)が著しくくいちがう場合は、 証明の結果が客観的に 評価されていないとして、 (objektive begründete od. orientierte Beweiswürdigung) を前提にしているのである。 陪審員または裁判官の心証の客観面(objektive Seite)は上級審の審理に付され、証明の結果(Beweisergebnis)と心 証

ことにしよう。 との関係を、正確に理解することはなかなか難しく、なお将来の研究にまたざるを得ないが、Nagel の叙述を追ってみる ソ連の場合 ソ連における内的確信(innere Überzeugung)と 社会主義的法意識 (sozialistisches Rechtsbewußtsein)

ソ連の民事訴訟法典は、中世の法定証拠理論によるすべての拘束を解き(Art.56 Abs.II ZPO der RSFSR)、裁判所は、

方

裁判所が鑑定人に賛成する場合は、

何らの理由づけも必要でないと解されている。

意見を異にする場合は、 においてのみ、 べ、さらに、裁判官にはただ一つの世界観のみが明瞭に存し、それによって解釈することが許される。そして、その限 また、 は、 由づけられた自由心証とは別のものだと解されているということが確認されるに過ぎない。これに関連して、Niethammer さしあたり、 する。 らに加えて、 裁判所による証拠の誤った評価は、不合理な判断 (unjustified verdict) 解釈により、 されることは許されず、 た、Ginsburgs と社会主義的法意識との指導的思想 な判断基準 ところが、 証拠評価 (Gerichtssitzung) 裁判所による証拠評価の際、 しかも、 (Maßstab) に基いて形成される。Gwiazdomorski と Cieslak は、 鑑定については、 ソ連における自由心証は、すべての西洋諸国において多かれ少なかれ、求められているような、 裁判所により判決されるべき事件 (心証) 客観的な真実の明白な曲解(palpable perversion of objektive reality)を意味すると述べている。 この評価は、 裁判官は、 は 裁判官が、 法の正確な適用が、 の際、 に現れた全事実関係の全般にわたる完全で客観的な弁論に基くその内的確信により、 判決に理由づけをなさなければ マルクス主義的弁証法(marxistische Dialektik)に 従 わ なけ れ ばならないことを強調した。 その内的確信を客観的理由(objektives Moment)により説明することができるとしている。 客観的真実 裁判官から主観主義 "Subjektivismen" が排除されなければならないことを要求している。 裁判官の主観的確信によるのではなく、 ソ連の訴訟法も、 裁判官の世界観(Weltanschauung)およびそれに基く法意識が重要な役割を果すと述 (Leitgedanken) に基く心証と解されている内的確信は、 (objektive Wahrheit) 自ら (automatically)、マルクス・レーニン主義 (問題) それが裁判所の裁判におよぼす影響を認め、 の実体的真実 (material truth) ならない に達するため、 と規定し 法律と社会主義的法意識とによってなされる。 を導き、 (Art. 恣意的契機(willkürliches Moment)に左右 もちろん 現在のソ連の 民事訴訟法典の施 法規範に公式に違反するのみならず、さ 78) ' を発見することであるのに反し、 鑑定の重要性を明確にしてい (Marxism-Leninism) の公的 専門家 法律が正確に定めた (鑑定人) 客観的に理 の鑑定と かくて、 法律 15

耣

 \equiv

規定を残している。その第二三三条によれば、裁判所は、証拠の信用性および価値を、全資料の全面的考慮に基くその確 ついでながら、不思議なことに、 新ポーランド民事訴訟法典は、 心証(証拠評価)の問題につき、 未だ多くの保守的

--- 162 --

Nagel, aaO, 1. Kap. IV. 1. Die "conviction intime" und die legale Beweistheorie in Frankreich

信により判断することになっている。しかも、社会主義的法意識には言及していないのである。

(イイ) しかし、フランスでは法定の原則(gesetzliche Regel)が廃止され、 自由心証がはじまったと安易に判断すべきでない 自由心証は、 証言および推定のためのみの例外原則とみなす学者もいる。 vgl. Nagel, aaO, S. 72 (bes. Anm. 114,

金 Perrot, Preuve, No,52; Sicard, S. 21.) イタリアの社会学者 Ferri は、この発展段階を "sentimentale" なものと呼び、Gorche は、それには学問的な発展が認められ

begründete Beweiswürdigung) を要求している。vgl. Nagel, aaO, S. 73 (Anm. 117,118.) liche Entscheidung) を避け得ないのではないかと危惧し、誤謬の危険予防のため、客観的に理由づけられた心証(objektiv

ないとし、かつ、そこでは、裁判官の主観的判断(subjektive Überzeugung)のみが考慮されていて、 その恣意的判断(willkür

- 色 Nagel, aaO, 1. Kap. IV. 2. Die Beweiswürdigung nach der "sana crítica" und die legale Beweistheorie in Spanien
- (八) Nagel, ibid. 3. Die Beweiswürdigung in Italien (S. 74~75) °
- 九 Ausnahme) にあると、De Boor が述べていることにつき、vgl. Nagel, c.l. S. 74 この現定は、本質的には、ドイッ民事訴訟法第二八六条と一致するものであり、ただ、その差異は、法律上の例外 (gesetzliche
- (10) Nagel, ibid. 4. Die Beweiswürdigung in Schweden (S. 75~76)
- (| |) Nagel, ibid. 5. Das Problem der Beweiswürdigung in England
- (||||) cf. Cross on Evidence, 1967, chap. IX Corroboration (pp. 162~182); "when corroboration is required as a matter

assailed on legal grounds." (p. 162) coming to a conclusion in its absence, but, provided due precautions have been taken, the conclusion cannot be the other hand, when corroboration is required as a matter of practice, the greatest caution must be exercised in of law, a conviction or finding of fact in its absence will necessarily be set aside by an appellate tribunal. On

- Nagel, ibid. 7. Die innere Überzeugung und das sozialistische Rechtsbewußtsein in der UdSSR (S.82~83)
- 急な進化の 法則 いる。Nagel, c. l. S. 83, Anm. 146b Niethammer は、この社会主義的法意識を、すでに発展した社会関係の生産物としての、かつ、同時に、共産主義の発展に緊 (Entwicklungsgesetze) を貫徹するために 必要な道具としての 社会主義法の本質による 法意識、 と解して

三 ドイツにおける自由心証

ung)を信用して、自由心証主義(Prinzip der freien Beweiswürdigung)を採用した(独旧民訴二五九、現二八六条)。ドイツ 証拠理論(legale Beweistheorie)によって規律される場合が残されている。 すなわち、弁論調書および判決 ることはいうまでもないが、スウェーデンにおけるような大幅な自由ではない。他のヨーロッパ諸国におけると同様、法定 における裁判官の自由心証は、 これをほぼそのまま継受したわが法(旧民訴二一七、現一八五条)と共通の 性格を 有してい ドイツにおいては、一八七七年から、 裁判官の教養 (Bildung)、廉潔 (Integrität) および独立性 (unabhängige Stell-

として把握することができる。このような法定の場合以外は、裁判官の自由な判断に委ねられる。 る法定の証拠法則 (gesetzliche Beweisregel) がそれである。 これらは 自由心証の 限界 (Grenzen der Beweiswürdigung)

ZPO)、公文書および私文書(§§415~418 ZPO)、 送達証書(§§198 I, 202 I, 211a ZPO)等、 一定の証書の 証明力に関す

論 あろうか。自由心証は恣意的、感情的ないしは直観的な判断(willkürliche, geführsbetonte od. intuitive Entscheidung) intime" やスペインにおける "sanna crítica" (gesunde Kritik, vgl. gesunde Vernunft) とは どのような差異が あるので を意味しないということについては異論のないところであるが、裁判官が心証を形成するにあたっては、

一 ところで、ここに自由とは、完全な自由 "völlig frei" を意味するのであろうか。 また、フランスにおける "conviction

判官により異ならざるを得ないということもできよう。このような自由心証の宿命的性格が、今日ドイツにおいて、 視点(objektive Gesichtspunkte)と主観的な要素(subjektive Faktoren)とが、 教育(Erziehung)、気質(Temperament)、 人生観ないしは世界観(Lebens- u. Weltanschauung)というような、 則(Gesetz der Logik)や経験法則(Erfahrungssatz)に依拠するだけではなく、その人格(Charakter)、 なるのである (Bohne, Döhring, Guldener)、確実性の認識 (irrationale Vorgänge)にも依存せざるを得ないことは、これを認めなければならない。 (感得) "Gewißheitserlebnis" は、 何らかの関係において、 むしろ主観的なもので、 つまり、 協働することに

官によりそれをしばしば乱用せしめる原因の一つになっている。

handlung)を斟酌すべきことを強制し、能う限り、その内的判断に、客観性(Objektivität)と合理性 ことが困難もしくは不可能な場合がしばしばある。それでもなお、法が理由挙示を要求しているのは、 判決に挙示することを要求し(§268 Absatz I Satz 2 ZPO)、これを上級裁判所の審査に服せしめている。 しめようとする趣旨である。このような強制が、裁判官自身に、その当初の感情的直観的判断を、論理的規準に基いて再考 あらゆる場合に論理的に説明できる性質のものではないので、個別的には、裁判官が自己の心証の理由を言葉で表現する かくて、ドイツ民事訴訟法は、自由心証の合理性を担保するために、 (innere Entscheidung) に役立った明白な事情および役立たなかった事情を十分に考慮し かつ説明すべきこと、す 証拠調の全結果(das ganze Ergebnis der Beweisaufnahme) および 弁論の全趣旨(der gesamte Inhalt der 裁判官の心証形成に重要な役割をはたした理由を (Rationalität) 裁判官に、その内 しかし、 裁判は

教養 (Bildung)、

合理的な論理法

四

自由心証に関連して次に問題になるのが、経験則に基き損害賠償法の領域で発展させられた、

れたものであるが故に、法定証拠主義の下における場合よりも一層重くなったということができよう。 うことになる。このような自由心証主義の下における裁判官の責任は、この原則が裁判官を信頼することによって採用さ を意味するのか」 という 命題にたちかえると、 せしめる契機ともなっているのである。 ここで、最初に提起した「自由心証における自由とは、完全な自由 "völlig frei" 「裁判官は完全に自由ではない」"Der Richter ist nicht völlg frei."とい

信用することができる。 ての訴訟資料の評価に基き、 どうかも重要なきめ手になるし、要証事項自体を、証拠調をせずに、他の証拠方法と関連させ経験則に基きもしくはすべ 人の指定を拒絶したことを理由に、彼に不利に判断することもできる。また、 達成したとみなすことができるし(vgl. §444 ZPO)、立証責任を負担しない当事者が、彼だけに知られている事故目撃証 手方が、 wie eine Partei in der Verhandlung sich benimmt) や証人の証言態度が問題となる。 とができる。 自由心証の材料として、 悪意または過失により、重要な証拠の使用を困難または不可能にした場合、 たとえば、裁判所は、 「証拠調の結果」のほかに「弁論の全趣旨」をも認めた関係上、 証明されたとみなすこともできる。 相手方が自分に不利な内容の証書をいん滅したということを理由に、 なお、 裁判官は、 真実義務(Wahrheitspflicht)に違反したか 宣誓しない証人を宣誓した証人以上に 裁判所は立証者に有利に判断するこ 立証責任を負担している当事者の相 当事者の弁論態度 立証者は証明

場合によっては自己の生活経験(Lebenserfahrung)に基いて、 鑑定に従う以外にないのであるが、反対の証言および反対の鑑定があっても、 方法によらずになしたという根拠もなく、 次に、 証言および鑑定の評価の場合も、 反対の鑑定も何ら疑問のきっかけとならないときは、 裁判官の自由心証が認められている。鑑定人がその検査を承認された学問上の その判断をなすことも許される。 単なる事実の説明 裁判官は、 (bloßer Sachvortrag)' まさしくその

いわゆる第一次見込証

論 (typischer Geschehensablauf) が問題になるとき、一定の事件とある損害との間に、一応 (auf erste Sicht) 因果関係があ 拠 るということを証する証拠のことである。 これにつき判断したドイツ大審院 および 連邦裁判所の判例として、Bernhardt (蓋然性証拠、 具体的な損害賠償事件訴訟において重要な役割を果すのであるが、いつも同じ方法で審理される典型的な事件の経過 一応の証拠)(Beweis des ersten Anscheins, Wahrscheinlichkeitsbeweis, prima-facie-Beweis)である。これ

は、次のようなものをあげている。

も同じ方法で審理される酪酊による事故(Unfälle infolge von Trunkenheit)に特有の典型的な事件の経過が問題になっているからで の猩紅熱罹病は他の子供による伝染(感染)にその原因を帰せしめることができる(RG 165,336)。 通行人が落下物にあたった場合、防護設備がなされていなかったということが推定される(RGJW 1919,505)。 猩紅熱にかかった子供 ある(BGH 18,311)。氷面に敷藁を敷かなかった行為(不作為)は、敷藁を敷く義務違反を推定せしめる(RG 113,294)。 液中のアルコール濃度(含有量)から運転不適当ということが確認された場合、飲酒に事故の原因があると認められる。ここでは、いつ からなお伝染する危険があるにもかかわらず、病院で同じ部屋に入れられた子供が猩紅熱にかかった場合、 自動車が街路樹を轢き倒した場合、運転手に事故の有責原因が見込まれる(BGH8, 239)。 自動二輪車の運転手が事故を起し、その血 物の通常の経路に従って、そ

はなく、 己の主張している請求につき、十分な証拠を提出しなければならない。かくて、見込証拠については、立証責任の転換で る事情を示して、見込証拠の根底をくつがえすことができる。この場合、原告は、その負担している立証責任の故に、 (Klagevorbringen) の正当性につき、見込証拠 (Anscheinsbeweis) が提出された場合、他の重大な可能性が生ず 自由心証の特別の場合であることを認識すべきである。

最後に、ドイツにおける自由心証につき、注意しなければならないことは、損害の発生もしくは額または債権の額に

五

関する訴訟手続たとえば、逸失利益 (entgangener Gewinn) をめぐる訴訟やいわゆる些事訴訟 (Bagatellprozess) において 裁判官の自由裁量の範囲が、通常の場合(§286 ZPO)よりも拡張されている(§287 ZPO)ということである。

- 五五 Nagel, aaO, 1. Kap. IV. 6. Die freie Beweiswürdigung in Deutschland (S. 79~82), u. ä.
- Zöller, Kommentar, Zivilprozessordnung mit Gerichtsverfassungsgesetz und Nebengesetzen, 10. Aufl., 1968, S. 385
- (一七) eigener Kontrolle usw jektiven Meinung. usw.; Bernhardt, Das Zivilprozeßrecht, 3. Aufl., S. 151, Um Willkür zu vermeiden zwecks Nagel, ibid. S. 80~81, Dieser Zwang, seine Gedankan zu entwickeln, führt zu einer Überprüfung der eigenen sub-
- 二 八 Bernhardt, aaO, S. 151, 152; Lexikon des Rechts, Band 3, Teil VIII, Zivilprozessrecht. S. 65; Lent, aaO, S. 146.
- <u>二</u>九 Zöller, aaO, S. 385; Nagel, ibid. S. 81
- <u>=</u> Lent, aaO, S. 146; Bernhardt, aaO, S.152; Lexikon, ibid. S. 65 Bernhardt, aaO, S. 151~152; Nagel, ibid. S. 81; cf. Cross, op. cit. pp. 22, 164, 480, "prima-facie-evidence"

四 自由心証の目的

erreichenden Wahrheit) がどのようなものであるかは、解決困難な問題である。 ないということについては 異論がないが、 自由心証により達成されるべき真実(Das mit der freien Beweiswürdigung zu

形式的法定証拠理論(formale gesetzliche Beweistheorie)によっては、常に形式的な真実(formale Wahrheit)しか達成され

説 論 Grad von Gewißheit" (BGHZ 7, S. 166ff, Urteil vom 14. 7. 1952.) を要求している。 18, S. 311, Urteil vom 24. 10. 1955.)や「実生活に役立ち得る程度の確実性」,ein für das praktische Leben brauchbaren な疑いを排除する程度の蓋然性」 "ein jeden vernünftigen Zweifel ausschließender Grad von Wahrscheinlichkeit"(BGHZ ender Mensch noch zweifelt" 高度の蓋然性 (ein hoher Grad von Wahrschenlichkeit) であるとし、また、「あらゆる合理的 係を明確に観察する人がなお疑いをさしはさまないような」"daß kein vernänftiger, die Lebensverhaltnisse klar überschau-いろいろの解釈がなされている。この真実(Wahrheit)の問題につき、ドイツの判例は、長い間、「合理的で、生活関 さらに、刑事訴訟における実体的真

まず、ドイツにおいては、同民事訴訟法第二八六条の規定する "……für wahr oder nicht für wahr……"をめぐっ

kommt "(BGH in NJW 1951, S. 83; RGSt. 66, S. 164) としている。

実(matterielle Wahrheit)に関してではあるが、「確実性に近い蓋然性」"eine Wahrscheinlichkeit, die der Gewißheit nahe-

scheinlichkeit" に警告を発し、 weigen gebietet, ohne ihn völlig auszuschließen"(Stein-Jonas-Pohle)、または、「通常人がもはやその真実 (Baumbach-Lauterbach)" ein so hoher Grad von Wahrscheinlichkeit, daß er nach der Lebenserfahrung praktisch der Gewißheit gleichkommt, Wahrscheinlichkeit" (Rosenberg, Schönke-Schröder-Niese)、「生活経験により事実上確実性と 同程 度の 高 度の 蓋然性」 せない程度の蓋然性」"eine für das praktische Leben brauchbaren Grade von Wahrscheinlichkeit, der dem Zweifel Sch-い程度の高度の蓋然性」 "ein hoher Grad von Wahrscheinlichkeit, so daß kein normaler Mensch mehr an der Wahrheit 学説においては、 (Wieczorek)と解されている。ところが、Wassermeyer は、「独立した蓋然性」 einer "verselbständigten Wahr-「実生活に役立つ程度の蓋然性、 「実生活に役立ち得る程度の蓋然性」"ein für das praktische Leben brauchbaren Grad von 高度の蓋然性を真実とみなすのは誤りであるとしている。 つまり、 疑いを完全に排除できなくても、 疑いをさしはさま

一次に、スウェーデンにおける主張は、全く中間的なもの(neutral)のように思われる。

同民事訴訟法は、

「提出され

Cieslak)とか主張された。

共産主義体制の初期においては、

確かに実体的真実の要求は緩和されず、

の蓋然性で満足せざるを得ないのではないかということについては、疑問がもたれた。ところで、今日でもなお、

たものすべてについての良心的な審理により、訴訟で証明されるべきものを確定する」と規定している(Kap. 35 § 1 RB)。 Legeais せ、 訴訟における証明の目的は、 「司法的真実」 "vérité judiciare" であると述べている。

スウェーデンの理論においても、 証明により多かれ少なかれ高度の蓋然性にまで至ればよいとの見解が主張され ている

(Bolding, Ekelö

イタリアにおいても、 蓋然性につき十分な証明がなされるべきであることが要求され(Calamandrei)、

真実に近い確信が達成されなければならないと主張されている(Prieto-Castro)。

に言及して、それは、結局「法律的真実」 "vérité juridique" を狙うものであると述べていることが注目される。 フランスでは、 Sicard が、 同民事訴訟法第二六四条(Art. 264 c. pr. c.)の「真実の表示」"manifestation de la

度に」"beyond all reasonable doubt" 件 (Preston-Jones v. Preston-Jones, 1951, A. C. 391) において、 五 (preponderance of probability)——が要求されている (Cross) が、 貴族院 (House of Lords) はプレストン・ジョ イギリスの民事訴訟においては、 いわゆる優越した蓋然性(überwiegende Wahrscheinlichkeit)---なされなければならないと判決した。 しかし、婚姻事件においては、 それよりも 証明は、 「すべての合理的な疑いをさしはさませない程 蓋然 性 の ンズ事 優 越

高い程度の証明が要求されている。 ソ連においては、 自由心証によって達成されるべき目的たる真実は、どのように理解されているのであろうか。 ソ連

erielle Wahrheit) が確定されなければならないのであって、単なる法律的真実 (juristische Wahrheit) が確定されるようで はいけないとか (Wyschinski)、 近年特に、この問題に関心を寄せているようである。すなわち、 証明によって達成されるべきは客観的真実 (objektive Wahrheit) である(Gwiazdomorski, 民事訴訟においては、 実体的真実

多かれ少なかれ高度 169

ソ連の

論 実が達成され得る筈だということを確信しているようである。しかし、それが、 弁証法的方法 (dialektische Methode) や マルクス・レーニン主義(Maxismus-Leninismus)で理由づけられ、支持されるとしても、 実際上は、高度の蓋然性(ein

hoher Grad von Wahrscheinlichkeit)のようなものしか達成され得ないのではあるまいか。

哲学者および法学者は、民事訴訟においても刑事訴訟においても、事実の確定(Tatsachenfeststellung)につき、

実体的真

-- 170

真実は、人的性質(menschliche Natur)を拒んでおり、人の到達し得ない極限領域にあるといえよう。 既に判決における弱さの現れであり、人間独自の方法で解決されなければならない人的問題である」(Mottini)。絶対的 結局、証明によっては絶対的真実 (absolute Wahrheit) には到達し得ないということは疑いがない。 「証明の必要が、

Wahrheit) に至らしめることが可能であり、 迭的安全性 (Rechtssicherheit) の長所をもつが、すべての事情は前もって見 法定証拠理論 (gesetzliche Beweistheorie)は、その形式的要件により、前もって見積もられた法定的真実(gesetzliche

Beweiswürdigung)は、今日至るところで承認されているが、それは、 多かれ少なかれかなりの範囲にわたって、法定証 von der freien Beweiswürdigung) は、個々の事件のすべての事情を同時に包括することができ、たとえ絶対的真実には達 積もることができないので、生活の多様性(Vielfalt des Lebens) に応じ切れない。これに対し、自由心証理論 (die Theorie 法定証拠理論によるよりは、それに接近することができる。裁判官の自由心証 (die freie richterliche

gründeten oder orientierten Beweiswürdigung) をめぐる論争は、まだ終ってはいないのである。 拠理論の残滓を留めている。「客観的に理由づけられもしくは認定された自由心証」の概念(Begriff einer obiektiv be-

自由心証によって達成されるべき実体的真実といわゆる蓋然性との関係についての一応の結論は次章でのべることにす

る

- vgl. Nagel, aaO, 1. kap. IV. 8. Das mit der freien Beweiswürdigung zu erreichende Ziel (S. 83~85).
- "sure" or "satisfied beyond reasonable doubt" でなければならないとしている。 bility) が、 babilties and beyond reasonable doubt において、Crossは、民事の場合は「低い程度の蓋然性」(a lower degree of proba Cross, op. cit. p. 94, etc.; *** p.91 (ii) The nature of the distinction between proof on a preponderance of pro-前者においては 刑事の場合は「非常に高い程度の蓋然性」(very high degree of probability)が認定されなければならないとし、 "being satisfied on a balance of probability" or "reasonably satisfied" で、後者においては
- (日景) "objektiv begründete Beweiswürdigung" (Nagel, S. 73), "objektiv orientierte (freie) Beweiswürdigung" (ibid. S. 79,85)等の用語が用いられているが、同趣旨のものと思われる。

五結

語

と思う。この点、ソ連では、民事訴訟におけると刑事訴訟におけるとを問わず、実体的真実ひいては客観的真実が達成さ 主義がその理念であり、両訴訟の性格の差異に応じて、実体的真実性に程度 (Grad, degree) の差を認めるのが妥当である として弁論主義や自由心証主義を採用しているのであるから、このような質的な差異を認めるよりも、 に形式的真実といっても、かつての法定証拠主義の下におけるそれとは異なるのであり、また、今日、 ともに実体的真実 両訴訟とも、

民事訴訟では形式的真実が、刑事訴訟では実体的真実が、その理念となっているといわれることがある。

しかし、

とほぼ同じものであるとみることができょう。絶対的客観的真実への接近の度合に応じて、真実性(Wahrheit, reality)、 ところで、この「実体的真実(性)」(materielle Wahrheit)は、 いわゆる「蓋然性」(Wahrscheinlichkeit, probability) れなければならないものとされている (Nagel, aaO, S. 82, 84)。

論 説 確実性(Gewißheit, certainty)、 ェーデンの諸外国における学説および判例は、このことを如実に示している。しかも、だいたいにおいて、 このような趣旨を示す性格づけ (Qualifizierung)以上の意味をもたない。 前章で述べた通り、 と確実性との境界領域の段階までであろう。実体的真実における「実体的」(materielle, material or substantial)とは、 bility) に分けることができるとすれば、 蓋然性 (Wahrscheinlichkeit, probability)、 可能性 (Möglichkeit od. Possibilität, possi-訴訟において人知のおよび得る領域としては、 蓋然性ないしはせいぜい蓋然性 英・仏・独・伊・ソ・スウ 同じ蓋然性の

領域で強弱もしくは程度の差をつけることによって、

刑事訴訟における自由心証の追求目的たる真実と民事訴訟における

der Gewißheit nahekommt"という概念が用いられていること (Nagel, ibid, S, 83 ~85) は、なかなか興味をそそる現象で von", " jeden vernünftigen Zweifel ausschließender Grad von" 等として、むしろ 民事訴訟における蓋然性を説明するの ある(前章参照のこと)。将来の研究課題とするのに恰好のテーマといえよう。 れる "very high degree" "sure", "beyond reasonable doubt" (Cross, op.cit.p.91) 等が、ドイツにおいては、 それとを区別しているということができる。しかし、イギリスにおいて刑事訴訟における蓋然性を説明するときに用いら 刑事訴訟においては、 さらに高い段階の程度と思われる「確実性に近い蓋然性」 "Wahrscheinlichkeit, die

elle od, wahrscheinliche Wahrheit. material or probable truth) の発見であり、その間の差異は程度 (Grad, degree) の差 ならない。 とみるべきだということについては、前述した通りであるが、これを論証するには、なお多くの障害をのり越えなければ 自由心証の理念は、民事訴訟におけると刑事訴訟におけるとを問わず、実体的真実ないしはいわば蓋然的真実 (materi-

(Tatsache)と主張 (Behauptung) の問題があり、 限界もしくは制約 民事訴訟における自由心証を、刑事訴訟におけるそれと比較してみるに、その対象(Gegenstand)、判断資料(Urteilsstoff)、 (Grenze od. Beschränkung) 等の 画で、 これに関連して、 事実問題と法律問題の区別 (Unterscheidung zwischen かなりの差異が認められる。自由心証の対象面では、

られなければならない。 力や証拠価値の制限のほかに、 (Erfahrungssatz)およびそれらに基く判断の上訴審によるコントールの問題があり、 satz der freien Beweiswürdigung ではなく、その実体は、 Inhalt der Verhandlung)が認められている。この間の事情の差異に着目して、民事訴訟における自由心証主義は、Grund-刑事訴訟の場合と異なり、 Tatfrage und Rechtsfrage)が論ぜられなければならない。ついで、自由心証の判断資料の面では、民事訴訟においては、 いわれる所以である。 さらに、自由心証の内在的限界に関しては、 証拠調の結果(Ergebnis einer etwaigen Beweisaufnahme)の外に、 国家制度としての訴訟そのものにひそむ時間・労力・費用等の宿命的制度的限界等が考え むしろ Grundsatz der freien Wahrheitswürdigung であると いわゆる論理法則(Gesetz der Logik)と経験法 外部的制約の問題としては、 弁論の全趣旨(gesamter 証拠能 則

しており、不十分のそしりを免れない。将来の課題として、今後に残された問題はあまりにも多いが、能力の これまで、ナーゲルを中心にして、自由心証を若干の角度から検討してみたわけであるが、主としてその理念面に終始 徐々に追究して行きたいと思っている次第である。 およぶ 限

三五 中村英郎・法律上の推定と自由心証主義との関係・ジュリスト別冊法学教室⑤一六五頁。

(一九六八、一一、三)